

資本への課税

消費を課税ベースとするのは適切か？
貯蓄への課税はどのような影響をもつか？
金融資産にどのように課税すべきか？

課税ベース	支出税
適格資産方式	前払方式
持ち家の帰属家賃	実効税率
凍結効果	

・所得税は貯蓄への課税となる。
・例(第15回):個人を生涯を2期間(0期,1期)で表す。両期で賃金を得て,消費をする。所得税率を t とする。
 $(1-t)w_0 = C_0 + S$, $(1-t)(rS + w_1) = C_1 - S$
変形して,
 $C_0 + C_1 / [1 + (1-t)r] = (1-t)\{w_0 + w_1 / [1 + (1-t)r]\}$
w 賃金所得 C 消費 S 貯蓄 r 金利

・所得税の貯蓄に与える影響(税引き後利子率の低下を通して)は,
代替効果 貯蓄が減少
所得効果 貯蓄が増加
からなる。貯蓄の利子率への反応は確定できない。

- ・2期間モデルは所得効果を実際以上に強調している可能性に注意する必要がある。
- ・個人の生涯が多期間にわたることを考えると、利子率に負に反応する可能性が高まる。生涯の賃金所得の割引現在価値は、

$$w_0 + \frac{w_1}{1+(1-t)r} + \frac{w_2}{[1+(1-t)r]^2} + \frac{w_3}{[1+(1-t)r]^3} + \dots$$

であり、利子率が低下すると、将来の賃金所得の価値が高まり、消費が増えるから。

- ・貯蓄が利子に非弾力的であっても超過負担は発生する。(所得税の労働供給への影響の議論と同様)

- ・所得税が貯蓄行動を攪乱することから、直接税の課税ベースを消費に移行する提案がある。
- ・「支出税」(直接税としての消費課税)の実現方法は2つ考えられる。

- ・(1) 適格資産方式

税務当局が認めた資産の増加は非課税とする

$$(1-t)(w_0 - S) = C_0$$

$$(1-t)[w + (1+r)S] = C_1$$

- ・(2) 前払方式

資産所得を非課税とし、賃金所得のみに課税する

$$(1-t)w_0 = C_0 + S$$

$$(1+r)S + (1-t)w_1 = C_1$$

- ・(1), (2) どちらも、変形すると、

$$C_0 + C_1 / (1+r) = (1-t)[w_0 + w_1 / (1+r)]$$

- ・生涯で税率が変わらず、遺産・贈与が存在しなければ、支出税の2つの方法は同一の効果をもつ。
- ・遺産・贈与が存在する場合は、両者の効果が違う。親からの遺産を b_0 、子への遺産を b_1 とし、

- ・(1) 適格資産方式

$$(1 - t)(w_0 + b_0 - S) = C_0$$

$$(1 - t)[w_0 - b_1 + (1 + r)S] = C_1 \quad (\text{下線部には議論あり})$$

$$C_0 + C_1 / (1 + r)$$

$$= (1 - t)[w_0 + w_1 / (1 + r) + b_0 - b_1 / (1 + r)]$$

- ・(2) 前払方式

$$(1 - t)w_0 + b_0 = C_0 + S$$

$$(1 + r)S + (1 - t)w_1 - b_1 = C_1 - S$$

$$C_0 + C_1 / (1 + r)$$

$$= (1 - t)[w_0 + w_1 / (1 + r)] + b_0 - b_1 / (1 + r)$$

支出税の実現可能性は、賛否両論がある。

[否定的な意見]

- ・適格資産方式では、税務当局が資産をすべて把握することが困難である。

[肯定的な意見]

- ・前払方式では、賃金所得だけが捕捉できればいい。
- ・所得税では持ち家の帰属家賃に課税できないが、支出税の前払方式では適切に課税されている。

持ち家の帰属家賃の課税問題

- ・持ち家には帰属家賃(現金取引はないが、経済学的に家賃と見なせる)が生じる。

自宅を他人に貸して、借家に住む場合、家賃収入と家賃の出費がある。自宅に住む場合、家賃収入も家賃の出費もない。

- ・持ち家の帰属家賃には課税されない。

自宅を他人に貸すと、家賃に課税されるが、自分で住むと課税されない。

所得税での資本への課税

- ・利子所得
20%源泉分離課税(国税15%,地方税5%)
1988年までは総合課税(20%源泉徴収),35%源泉分離課税を選択できる。マル優(少額貯蓄非課税制度)あり
- ・配当所得
10%源泉徴収・確定申告不要(国税7%,地方税3%)と総合課税(配当控除)の選択。2008年より20%
2003年までは総合課税(20%源泉徴収)。少額配当は,35%源泉分離課税を選択できる。さらに少額は20%源泉徴収・確定申告不要
- ・雑所得
割引債の償還差益は,18%源泉分離課税
- ・譲渡所得
10%源泉徴収・確定申告不要(国税7%,地方税3%)。2008年より20%
2003年までは源泉分離課税(譲渡代金 \times 5.25% \times 20%)と申告分離課税(譲渡益 \times 26%)を選択できる
1989年までは原則非課税

- ・1980年代までは利子・譲渡所得を優遇。その後,労働所得との格差を縮小する方向で,税制改革がおこなわれている。(総合課税へ近づく)
- ・現在は,金融所得の種類による税制の取り扱いの違いを問題視。金融所得として大括りして,統一的な課税をする提案が出される。

「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」(政府税制調査会,2004年6月15日)

- ・税率20%の分離課税に統一。
- ・損益通算を認めるが,上限額を設定。
- ・選択制による納税者番号の導入。

・「実質利子率 = 名目利子率 - インフレ率」である。

・例による説明:

(A) 名目利子率5%, インフレ率が0%の場合, 現在財を1単位あきらめると, 将来財1.05単位を手に入れられる

(B) 名目利子率10%, インフレ率が0%の場合, 現在財を1単位あきらめると, 将来財1.1単位を手に入れられる

(C) 名目利子率10%, インフレ率が5%の場合, 現在財を1単位あきらめると, 将来財1.05単位を手に入れられる

・利子所得税は名目利子所得に課せられるため, 税引き前実質利子率が同じでも, インフレ率が高いと税引き後実質利子率が低下する(実効税率が上昇する)。

・例: 上の例で, 税率を20%とすると, 税引き後実質利子率は,

(A) 4%

(C) 3%

キャピタルゲイン税と凍結効果(Lock-in effect)

・凍結効果とは, 実現されたキャピタルゲインに課税するため, 長期保有が有利になる現象を指す。

・例: 0期に株を購入し, 株価は1期に $1 + g_1$, 2期に $(1 + g_1)(1 + g_2)$ 倍になるとする。

実現されたキャピタルゲインに課税(税率 t)すると, 税引き後収益率は, 1期に売却し, 他の資産(収益率 r)で運用した場合は

$$\begin{aligned} & [1 + (1 - t)g_1][1 + (1 - t)r] \\ & = (1 + g_1)(1 + r) - t\{[1 + (1 - t)r]g_1 + (1 + g_1)r\} \end{aligned}$$

2期に売却した場合は

$$\begin{aligned} & (1 + g_1)(1 + g_2) - t[(1 + g_1)(1 + g_2) - 1] \\ & = (1 + g_1)(1 + g_2) - t[g_1 + (1 + g_1)g_2] \end{aligned}$$

したがって, $g_2 < r$ でも株を保有しようとする

・保有期間に中立的なキャピタルゲイン税としては,

- 1 未実現のキャピタルゲインに課税する
- 2 実現時に, 1期のキャピタルゲインは利子をつけて徴収が考えられる。